

# 重要なお知らせ

令和2年12月4日

## 北区役所(本庁管内)における舗装本復旧範囲について

北区役所地域整備課より、掘削深さが**1.0m以上**の舗装本復旧について、床掘勾配による路面範囲を舗装本復旧範囲とするよう指示がありました。(下図参照)

今後、申請される物件につきましては、**床掘勾配による舗装本復旧範囲としてください。**  
舗装本復旧に関して判断が難しい案件については、北区役所地域整備課と事前に協議をお願いします。

※掘削深さが1.0m未満のものについては、従来どおり影響範囲は路盤厚となります。

### 掘削深さが**1.0m以上**の舗装本復旧範囲

